

令和 元年 5月 20日現在

機関番号：33902

研究種目：若手研究(B)

研究期間：2016～2018

課題番号：16K16728

研究課題名（和文）不動明王図像の形成と展開に関する研究

研究課題名（英文）A Study on the Development of the Acalanatha's Iconography

研究代表者

高橋 早紀子 (Takahashi, Sakiko)

愛知学院大学・文学部・講師

研究者番号：40770904

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 3,000,000円

研究成果の概要（和文）：本研究では、アジアにおける不動明王の図像展開の様相を明らかにすることを目的とし、国内外で関連作例の調査や資料収集を行い、アジア的視野から不動明王の図像展開について考察した。本研究の成果として、第一に、インドや欧米、国内で実施した現地調査により、不動明王および関連作例の詳細な写真や調書を蓄積することができた。第二に、これらを活用し、不動明王の図像展開の様相を跡づけ、中国と日本における不動明王の頭髪表現に対する認識や規範意識の相違を明らかにした。

研究成果の学術的意義や社会的意義

本研究の学術的意義は、地域的・時間的な広がりを有する広い視野から不動明王の展開について考究し、図像学および文献史学の研究手法を用いて図像の変容の背景に思想の変遷を探ることに成功した点にある。国際学会Association for Asian Studies 2019 Annual Conferenceで、美術史学の立場からアジアにおける不動明王の展開の様相を示し、関連諸分野の研究に還元しうる新たな視点や知見を提示した学術的意義は大きい。

研究成果の概要（英文）：This study examines the artifacts and texts of the Acalanatha (Fudo Myoo) and investigates the development of its iconography, with a particular focus on its hairstyle in Asia. As a result, a number of pictures and records of details of the Acalanatha's works could be amassed. Using this material, the author could trace the development of the Acalanatha's iconography and disclose that the perception in regards to the authoritative form of the Acalanatha was different between China and Japan.

研究分野：美術史

キーワード：不動明王 密教 図像 胎蔵図像 胎蔵旧図様 現図胎蔵曼荼羅 辮髪

様式 C - 19、F - 19 - 1、Z - 19、CK - 19 (共通)

1. 研究開始当初の背景

インド密教には初期密教・中期密教・後期密教という三段階があるが、七世紀のインドで『大日経』や『金剛頂経』に基づいて成立したインド中期密教が、八世紀の中国を経て、空海によって九世紀の日本へと伝えられた。そのため、日本密教を考える上で、七～九世紀頃のインド中期密教と八～九世紀頃の中国密教との関連は重要である。

密教の忿怒尊を代表する不動明王も、七世紀頃のインドで成立し、八世紀の中国を経て、九世紀の日本へと伝えられた。インドや中国における不動明王の遺品は数件しか確認されておらず、不動明王の図像展開についてはなお不明な点が多い。しかし、インドに現存する不動明王と同じ図像的特色を有する「不動明王形像」に着目し、インド・中国・日本という視野で広く関連作例の図像を収集・分析することにより、不動明王の図像展開の様相を跡づけることができると考えた。

研究代表者は不動明王の図像展開への関心から、これまで八～九世紀頃の中国や日本における不動明王の図像収集を進めてきた。九世紀の日本と中国の不動明王図像の問題については、「東寺西院不動明王像の制作における宗叡の関与」(『日本宗教文化史研究』38、2015年11月)で東寺講堂不動明王像や東寺西院不動明王像、神護寺高雄曼荼羅や東寺西院曼荼羅の中の不動明王像などを取り上げて一部論じたが、その過程で八～九世紀頃の中国の不動明王に関する精緻な図像学的検討が未だ十分になされていないことが判明した。そこで、これら八～九世紀頃の中国の不動明王図像を丹念に比較検討することにより、インドの「不動明王形像」から中国の不動明王像への展開を考証し、九世紀の日本に請来された不動明王の成立背景を明らかにできると考えるに至った。

2. 研究の目的

本研究の目的は、七～九世紀頃のインド、八～九世紀頃の中国、九世紀の日本を対象として、図像学的観点から不動明王の展開の様相を明らかにすることにあつた。本研究目的の達成のために、具体的には下記(1)・(2)・(3)の各項目の究明を目指した。

(1) 七～九世紀頃のインドにおける「不動明王形像」

- 「不動明王形像」の現存遺品の件数・地域・年代
- 「不動明王形像」の図像的特色(各図像の共通点と相違点)
- 「不動明王形像」の尊名

(2) 八～九世紀頃の中国における不動明王像

- 不動明王像の現存遺品(日本に伝存する請来品を含む)の件数・地域・年代
- 不動明王像の図像的特色(各図像の細部における共通点と相違点)
- 経典に説かれる不動明王図像との異同

(3) 七～九世紀頃の東アジアにおける不動明王の図像展開

- インドの「不動明王形像」と中国・日本の不動明王像との図像的関連
- 「不動明王形像」と後期密教のチャンダマハーローシャナ系不動明王像との図像的関連

以上、(1)七～九世紀頃のインドにおける「不動明王形像」と(2)八～九世紀頃の中国における不動明王像について図像学的観点から考察することにより、(3)七～九世紀頃の東アジアにおける不動明王の図像展開の様相を明らかにすることを目指した。

3. 研究の方法

本研究は平成28～30年度の三年計画で、「2. 研究の目的」に記した(1)・(2)・(3)について、それぞれ順に検討を行った。一年目は、(1)七～九世紀頃のインドにおける「不動明王形像」に重点を置き、「不動明王形像」の図像の収集と分析を中心に研究を進めた。二年目は、「不動明王形像」の調査・研究の継続に加え、(2)八～九世紀頃の中国における不動明王像に着手して、中国における不動明王の図像展開について考察した。これらを踏まえ、三年目には、(3)七～九世紀頃の東アジアにおける不動明王の図像展開の様相を追究した。

本研究では、不動明王に関する資料収集や作例調査を基盤とし、主に図像学的研究方法を用いて不動明王図像の分析・分類や比較検討を進めた。さらに、必要に応じて文献史学の研究方法を取り入れ、図像変容の思想的・歴史的背景についても考究した。具体的な研究方法是、以下の通りである。

第一に、研究代表者が所属していた京都大学人文科学研究所および愛知学院大学文学部を拠点として、本研究課題と関わる文献や画像の収集・整理を行った。必要に応じて図書や雑誌を購入するなど、十分な資料を得た上で図像の分析や系統分類、調査の事前準備を進めるよう心がけた。

第二に、これらの関連資料の収集・整理の成果を踏まえ、国内外で関連作例の調査を実施した。中国やインド、欧米での海外調査では、重要な関連作例を熟覧し、調書作成や写真撮影を行った。こうした調査成果に基づき、不動明王像の細部図像を比較検討し、それぞれの共通点や相違点を分析した。

第三に、不動明王について説く漢訳経典を精査し、経典に説かれる不動明王図像と現存作例との異同を検証した。さらに、当該期の思想的背景や歴史的背景を踏まえ、中国と日本における不動明王図像に対する認識や規範意識の相違について文献学的観点および図像学的観点の双方から考察した。

以上のように、図像学や文献史学の研究手法を用いて、図像の変容の背景に思想の変遷を探り、不動明王の図像展開の様相を跡づけた。

4. 研究成果

(1) 不動明王および関連作例に関する諸資料の収集・蓄積・整理

本研究成果として、第一に、不動明王および関連作例に関する諸資料を収集・蓄積・整理した点をあげることができる。本研究課題の遂行を通して、不動明王や関連作例に関する文献資料や画像資料を広く収集するとともに、国内外で調査を実施して写真撮影や調書作成を行い、多くの関連資料を蓄積・整理することができた。主な内容は、以下の通りである。

平成28年度にはイギリス・ドイツ・イタリアの美術館・博物館に所蔵されるインド美術を対象としたヨーロッパ調査、平成29年度には西安碑林博物館所蔵の不動明王像(三件)の実査を目的とした中国調査(本科研外資金による実施)、平成30年度にはインドやアメリカの遺跡や美術館・博物館の関連作例に関する現地調査を実施し、現状を確認して写真撮影や調書作成を行った。これらの海外調査に加え、日本に伝存する中国唐代の請来品や日本の不動明王像の作例に関する国内調査も実施し、多くの関連資料を収集・蓄積した。

こうした国内外での調査で得られた写真や調書などにに基づき、不動明王図像の特色について整理・分析・比較し、アジアにおける不動明王の図像展開の様相を跡づけた。その成果は、密教図像学会第三七回学術大会(2017年12月2日、於高野山大学)における「不動明王図像の形成と展開」と題する口頭発表や国際学会 Association for Asian Studies 2019 Annual Conference(2019年3月23日、於アメリカ合衆国コロラド州デンバー)における“A Study on the Peculiar Development of the Acalanatha's Hairstyle in Japan”と題する口頭発表、『愛知学院大学文学部紀要』48(2019年3月)に掲載された「不動の頭髪表現の中国的展開」と題する研究論文に反映されている。

本研究を通して収集・蓄積・整理した資料群は、今後の仏教美術研究においても大いに活用できる貴重なものである。

(2) 不動明王の展開に関する新たな視点や知見の提示

本研究成果として、第二に、上記(1)の資料群を活用し、不動明王の展開に関する新たな視点や知見を提示した点をあげることができる。本研究課題の遂行を通して、中国と日本における不動明王の頭髪表現に対する認識や規範意識の相違を示しつつ、東アジアにおける不動明王の図像展開の様相を明らかにした。その具体的内容は、以下の通りである。

平成29年度に口頭発表を行った「不動明王図像の形成と展開」(密教図像学会第三七回学術大会、2017年12月2日、於高野山大学)では、不動明王の左耳前方に垂れる髪の出現に注目し、インドの関連作例を視野に入れつつ、八世紀の中国における不動明王の図像展開の様相を示した。発表資料として、現存作例および関連経典に説かれる不動明王図像の特色を整理した図表を作成した。

平成30年度に執筆した「不動の頭髪表現の中国的展開」(『愛知学院大学文学部紀要』48、2019年3月)の論文では、上記の内容に修正を加え、不動明王の図像展開における《胎蔵旧図様》の重要性を改めて指摘し、不空の翻訳経典との関連を踏まえつつ、九世紀以降の日本で不動明王の図像上の重要な要素となっていく左耳前方に垂れる髪が中国で生み出されたものであることを明らかにした。

平成30年度に口頭発表を行った“A Study on the Peculiar Development of the Acalanatha's Hairstyle in Japan”(Association for Asian Studies 2019 Annual Conference、2019年3月23日、於アメリカ合衆国コロラド州デンバー)では、上記の内容を踏まえ、八~九世の中国と日本の不動明王の作例について比較検討し、頭髪表現に対する規範意識の相違を示した。こうした中国と日本における相違は、十世紀以降の不動明王図像の規範性や多様性の問題を考察していく上でも重要な視点と言える。

(3) 今後の仏教美術研究への展望

本研究成果として、第三に、図像学的研究方法を用いた今後の仏教美術研究への展望を得た点をあげることができる。本研究課題では主な対象として不動明王を取り上げたが、その他の尊格についても広くアジア的視野から図像の展開を跡づけ、図像変容の背景に思想の変遷を探ることにより、造形と思想の総合的理解に基づく仏教美術研究が可能になるとの見通しが得られた。上記(1)の資料群や(2)の視点をはじめとした本研究成果を活かし、不動明王以外の尊格についても図像学的研究を展開していく所存である。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕(計 1 件)

高橋早紀子、「不動の頭髪表現の中国的展開」、『愛知学院大学文学部紀要』48、2019年、pp.211-230、査読無

<http://kiyou.lib.aichi-gakuin.ac.jp/titles/index/id=0?id=0&menu=>

〔学会発表〕(計 2 件)

Sakiko TAKAHASHI, "A Study on the Peculiar Development of the Acalanatha's Hairstyle in Japan", Association for Asian Studies 2019 Annual Conference, 2019

高橋早紀子、「不動明王図像の形成と展開」、密教図像学会第37回学術大会、2017年

〔図書〕(計 0 件)

〔産業財産権〕

出願状況(計 0 件)

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
出願年：
国内外の別：

取得状況(計 0 件)

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
取得年：
国内外の別：

〔その他〕

ホームページ等

6. 研究組織

(1)研究分担者

研究分担者氏名：

ローマ字氏名：

所属研究機関名：

部局名：

職名：

研究者番号(8桁)：

(2)研究協力者

研究協力者氏名：

ローマ字氏名：

科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属されます。